

## 第5回人権政策審議会 議事概要

- 1 開催日時 平成24年2月2日(木)午後2時～4時30分
- 2 開催場所 ゆめぼりすセンター 大会議室
- 3 出席者

### 委員17人

- 竹内 文子 (伊賀市男女共同参画ネットワーク会議代表)
- 前田 和子 (上野児童福祉会連合会代表)
- 福田 典子 (伊賀市老人クラブ連合会代表)
- 山本 志賀子 (伊賀市障害者福祉連盟代表)
- 今岡 勉 (伊賀市同和施策審議会会長)
- 楊 慧敏 (伊賀市国際交流協会)
- 船見 律子 (伊賀市保護司会代表)
- 槌野 策司 (伊賀人権擁護委員協議会代表)
- 濱田 嘉昭 (伊賀市小中学校長会代表)
- 三木 和恵 (伊賀市PTA連合会会長)
- 中西 宣幸 (伊賀市民生委員児童委員連合会代表)
- 林田 一雄 (人部落解放同盟旧町村代表)
- 鳥井 隆男 (伊賀県民センター所長)
- 東 昭宏 (伊賀公共職業安定所所長)
- 宮城 洋一郎 (学識経験者)
- 大谷 徹 (学識経験者)
- 菊田 秀日公 (公募委員)

### 事務局9人

人権生活環境部長、人権政策・男女共同参画課長、伊賀支所住民福祉課長、島ヶ原支所住民福祉課長、阿山支所住民福祉課長、大山田支所住民福祉課長、青山支所住民福祉課長、人権政策・男女共同参画課職員2人

事務局：定刻になったので、只今から本年度第5回伊賀市人権政策審議会を開催する。

本審議会については、「伊賀市自治基本条例」並びに「伊賀市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となっている。また、「審議会等の会議の公開に関する要綱」の規定により、「議事録又は議事概要を作成し、公開するものとする。」となっており、審議内容を録音させていただくことについて、ご了承賜りたい。発言に際してはマイクをご利用いただくようお願いしたい。

なお、「伊賀市人権政策審議会条例」の規定により、過半数の委員の出席が必要となっているが、本日は総委員23名中、17名出席となっており、本審議会は成立する。

### 前川部長あいさつ

新たに委員に就任いただいたが、よろしくお願ひしたい。第2次人権施策推進計画の中間案まで策定いただいた。パブリックコメントには20件、市議会からは17件の意見が寄せられた。それに対する回答と最終案について審議いただきたい。

大橋課長

(新委員を事務局で紹介)

(欠席委員を事務局で紹介)

(事務局側の職員紹介)

本年度、このメンバーで審議会を進めさせていただくので、よろしくお願ひしたい。

会長・副会長の選任について

大橋：委員の選任方法についてはどのようにしたらよいか。

委員：事務局に案はあるか。

大橋：前回に引続き、会長に皇學館大學の宮城洋一郎さま、副会長に伊賀市同和施策審議会の今岡勉さまにお願ひしたいと考えるが、ご了承いただけるか。

委員：全員による拍手。

大橋：選任いただいた。

会長あいさつ

これまでに引続き、人権施策の親展と深まりを考えて進めたい。不慣れで不十分だと思うがご協力をお願ひしたい。

大橋：「伊賀市人権政策審議会条例」の規定により、会長が議長となると規定しており、ここからは、宮城会長に議事進行をお願ひしたい。

#### 4 議事概要

##### 1. 第2次伊賀市人権施策総合計画（中間案）に対する意見について

###### (1) パブリックコメントに対する回答

「第2次伊賀市人権施策総合計画（中間案）」に対するパブリックコメントと、それに対する回答について資料に基づき説明。

会長：多岐にわたるコメントをいただいた。市民から熱心なコメントをいただいたのは非常にありがたい。それぞれ前向きに回答している部分が多かった。気になった点があればご意見をいただきたい。

委員：14番の回答について。ノーマライゼーションの訳の仕方によって微妙にニュアンスが違ってくる。障がい者はなかなか生き生きとくらしていけない。健常者と助け合いながら暮らすという解釈でよいと思う。実態調査は今まで行われていないのか。

会長：ノーマライゼーションの解釈と実態調査についてどうか。

事務局：一緒に助け合いながら暮らしていくという視点は大切であるので修正する。実態調査については実施していない。

会長：伊賀市障がい者福祉計画については、一定の計画づくりが進んでいるのか。

事務局：本計画と同様に、今年度が最終年度となっており、計画策定が進んでいる。

委員：15番の回答について。個人情報保護法があり、障害者福祉連盟としては障がい者がどこに住まいしているのか、聞いても教えてもらえないため、案内を出せず活動に参加してもらえない。連盟活動に参加すれば、すごく生き生きとしている姿がみられるのに残念である。

委員：個人が望まない形で行政機関が出すのであれば問題であるが、今回のように他の人とつながるためであれば良いのではないかと。以前、ある市に電話をしてお勤めの食事店を尋ねたら「個人情報」ですと言われた。個人情報を取り違えている。10番の回答について。戸籍等の不正

取得の防止については、埼玉県や大阪府において施策が導入されている。8業士は業務上、他人の戸籍を取得できる。しかし、それによって不正取得されたという事件が発生している。伊賀市は、未だに施策が導入されていない。部落差別だけではなく、他にも利用される危険性があるので、市の担当者にしっかり取り組んで欲しい。

委員：障がい者がいる家庭だが、みんなが団体に入りたいとは思っていない。行政はそれなりに知っていただき、団体に入っていないなくても、等しくサービスを利用できるようにお願いしたい。

事務局：障がい者の個人情報について、本人の利益になるためであれば、行政として積極的に情報を出すことも大事であると考え。しかし、知られたくない方もおられると思うので、情報の取り扱いには慎重にしなければならない。戸籍の不正取得については、市の人権担当部局についても由々しき事態であると考え、戸籍担当部局と協議し、不正防止に努めていきたい。

委員：計画の70ページ。外国人のところ。2009年から研修生制度が変わり、研修生という呼び方が変わっている。正式には技能実習生である。

事務局：修正する。

会長：いろいろな意見によって、本来の趣旨がはっきりしてきたように思う。他に意見はどうか。

委員：34ページの6の5広島派遣が58ページの3の4にも記載されている。また35ページ2-1の部落問題を考える小・中学生の集いが55ページ4-1にも記載されている。広島派遣は、各中学校の代表が8月6日に広島へ行っており、昔は2泊3日であった。最近では中学校長会の代表が随行している。その内容を、参加者が文化祭などを通じて学校内で還流しているが、派遣は夏の暑い時であり、事故が起こった時の責任の所在はどうか。もう初期の目的は達しているのではないか。また、部落問題を考える小・中学生の集いについては、代表が一同に会して取り組みを還流して学びあっている。ある分科会は子どもより大人の数が多かったり、先生が子どもにメモを渡していることもあった。部落問題にきちんと取り組んでいる学校だけの意見交換会としてはどうか。考え直してほしい。

事務局：確かに、同じ項目がページを替えて出てきている場合がある。施策分野1から3に掲げた取組が、再び施策分野4に出てくる場合がある。そのまま出るともあれば表現を変えることもある。これについては「再掲」または「一部再掲」という記載を加える。非核平和事業と部落問題を考える小・中学生の集いについては、その役割を終えたかどうかについて、かつて校長会で話し合いがなされたと聞き及んでいるが、今後も継続の方向で考えているとのことで、人権部署が現場を無視して進めているのではない。現場の状況については十分な把握をしていないが、全ての学校・教員が議論を行っていると思われるため、引き続き5カ年計画に掲げていくべきものとする。各施策は、人権分野を総括する形で、実施すべきだと原課から報告のあった事業を掲げているのでご理解願いたい。

委員：その集いについては、「教職員に対する人権教育の推進」に入っているが、教育の欄に入れておかないと、対象を教職員に置いていると思われる。子どもを対象にするのであれば、適当な欄に入れるべき。

事務局：担当部局と調整したい。

委員：13番の回答について。県が行っているのは携帯電話による監視ではなく、パソコンによるインターネット監視事業という意味合いではないか。

事務局：「同様の事業」というような、誤解を生む表現を修正する。

## (2) 市議会からの意見に対する回答

第2次伊賀市人権施策総合計画（中間案）市議会からの意見・回答について資料に基づき説

明。

会長：この件について意見や質問があればお願いしたい。

委員：16番の回答について。「職場」とは民間の職場を指すのか。民間企業が理解していくことへの支援をするということか。

事務局：民間企業も対象となっている。

委員：計画の47ページ。ハローワークの求人情報紙の閲覧とはどうしているのか、分かり易く表現してはどうか。若年者職業相談について、いが若者サポートステーションと相互連携をとっているのか、文言を挿入してはどうか。

事務局：その辺を含める形で、文言の修正をする。

委員：14番の回答については、内容としては良いと思う。「女性自身が自分の適性を認識していない」とあり、確かに女性に認識が薄いとは思いますが、それを取り巻く男性の理解が弱いこともあるのではないかと。女性が頑張れるのは、まわりの男性の後押しが必要である。社会の中で女性が前に出て行きにくかったという背景があるのではないかと。回答に入れて欲しい。

事務局：これまで、女性がエンパワメントできる支援ができなかった。女性だけに問題があるのではないため、修正する。

委員：計画40ページの人権相談の推進。人権擁護委員による相談所は、基本的には法務局ではないか。

事務局：人権擁護委員が法務局を拠点として相談に関っているだけでなく、市の相談窓口に来ていただき相談所を設けており、6つの支所で特設人権相談を実施している現状を記載した。市役所本庁だけでなく、支所等でもしているという意味であり、表現を修正する。

委員：16番の回答の中に環境整備とあるが、環境とはすごく便利な言葉である。どういったことを指しているのか。文章を読むだけで解るように変えてほしい。

事務局：抽象的であるため、検討する。

## 2. 第2次伊賀市人権施策総合計画（最終案）について

事務局：3月議会への上程が切迫しているため、これまでいただいたご意見の趣旨に沿って、事務局で修正して宮城会長と相談し、2月6日に審議会から市長への最終答申としたい。これを受けて市は、2月8日の政策調整会議で諮り、市の計画案とする。これを3月議会へ案として上程し、承認されれば4月1日から5ヵ年の計画とされる。用語解説や年表、審議会の経過などもつけて第2次の計画書にしたい。

会長：要領について説明があったが、意見はないか。

## 3. その他

特になし。